

## 栃木県後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施に関する要綱

令和2年3月30日  
告示第7号

改正 令和7年4月1日 告示第12号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第125条及び栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第28号）第3条第1項の規定に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する高齢者の保健事業と国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業（以下「介護予防等」という。）の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (一体的実施の目的)

第2条 一体的実施は、広域連合が実施する高齢者の保健事業の一部を、広域連合を構成する市町（以下「構成市町」という。）との連携の下に、介護予防等と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第3条 一体的実施の実施主体は、広域連合とする。

### (実施方法)

第4条 広域連合は、一体的実施を行うに当たっては構成市町に委託するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた構成市町（以下「受託市町」という。）は、広域連合から国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）により、被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査等に関する記録の写しその他高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報の提供を受け、医療専門職を配置し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 一体的実施の在り方を含む基本的な方針の策定
- (2) 健康課題の分析及び事業の企画・調整等

- (3) 高齢者に対する支援の実施
- (4) 地域医療関係団体等及びかかりつけ医等との連携
- (5) 事業の評価及び報告

3 前項に掲げる業務の内容は、広域連合長が別に定める。

4 受託市町における委託料その他必要な事項については、広域連合とそれぞれの受託市町が協議の上、契約を締結するものとする。

(一体的実施の対象者)

第5条 一体的実施の対象者は、法第4章に定める後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合と受託市町が協議して定めた対象者をこの要綱による高齢者に対する支援の対象者とすることができる。

(実施計画及び実績報告)

第6条 受託市町は、一体的実施を行うに当たっては、実施計画を作成し、広域連合に提出するものとする。

2 受託市町は、一体的実施の完了後には、実績報告を作成し、広域連合に提出するものとする。

(市町への支援)

第7条 広域連合は、受託市町が第4条第2項に掲げる業務を実施するにあたり、必要な支援を実施するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、一体的実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第12号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。